## ◎新潟県公安委員会告示第150号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則 (平成21年新潟県公安委員会規則第10号) 第2条第2項の規定により、銃砲 刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条の3第2項及び第12条の3の規定による 医師を次のとおり指定した。

なお、令和3年12月新潟県公安委員会告示第135号は、廃止する。

令和6年12月13日

新潟県公安委員会

委員長 斎藤 良人

医	師の氏	名	勤務する医療機関の所在地及び名称	診断の対象者
村	竹 辰	之	新潟市中央区西堀前通六番町909番地	法第5条第1項第3号の政令で定める病気
			古町心療クリニック	(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年
田	中	晋	長岡市藤川1713番地8	政令第33号。以下「令」という。)第8条第3
			特定医療法人楽山会三島病院	号に定める病気を除く。)にかかっている者並
Л	室	優	上越市西城町2丁目8番30号	びに法第5条第1項第4号及び第5号に掲げ
			医療法人高田西城会高田西城病院	る者であるかどうかを調査する必要がある者
福	夕古	史	新潟市西区真砂1丁目14番1号	令第8条第3号に定める病気にかかっている
	多真		国立病院機構西新潟中央病院	者であるかどうかを調査する必要がある者
田	中	晋	長岡市藤川1713番地8	
			特定医療法人楽山会三島病院	
池	内	健	新潟市中央区旭町通一番町754番地	介護保険法 (平成9年法律第123号) 第5条の
	L.1		国立大学法人新潟大学医歯学総合病院	2第1項に規定する認知症である者であるか
田	rta.	晋	長岡市藤川1713番地8	どうかを調査する必要がある者
	中		特定医療法人楽山会三島病院	
Л	室	優	上越市西城町2丁目8番30号	
	主		医療法人高田西城会高田西城病院	